

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、次のとおり裁決手続の開始を決定しました。

平成28年10月4日

奈良県収用委員会会長 池田辰夫

1 起業者の名称

桜井市

2 事業の種類

大和都市計画道路事業3・5・506号桜井駅メスリ塚線

3 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積等

土地の所在 奈良県桜井市大字谷

地番	地目		地積 (㎡)		収用しようとする土地の面積 (㎡)	使用しようとする土地の面積 (㎡)
	公簿	現況	公簿	実測		
977番2	宅地	宅地	119.00	119.10	17.96	なし

4 土地所有者の氏名

徐寛起（通称名：大川寛起）（持分1000分の909）

吉里美子（持分1000分の91）

5 土地に関して権利を有する関係人の氏名及びその権利の種類

なし

6 裁決手続の開始を決定した年月日

平成28年9月26日